

平成 31 年度札幌市総合交通計画検討業務 提案説明書

1 業務の名称

平成 31 年度札幌市総合交通計画検討業務

2 趣旨

本説明書は、「平成 31 年度札幌市総合交通計画検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

札幌市では、20 年後を想定した将来交通に対する基本的な考え方及び 10 年間の短・中期における交通戦略を取りまとめ、札幌市の交通に関する個別計画等を策定・実施する上での指針として、平成 24 年 1 月に札幌市総合交通計画を策定している。

一方、札幌市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や高齢化の進行、グローバル化の進展など今後も変化していくことが予測され、また、上位計画として、平成 25 年に札幌市まちづくり戦略ビジョン、平成 28 年に第 2 次札幌市都市計画マスタープランが策定されたことから、これらの状況や施策進捗状況及び交通課題を踏まえ、今後計画を改定する予定である。

本業務は、「平成 30 年度札幌市総合交通計画検討業務」の成果を踏まえ、引き続き札幌市総合交通計画改定検討委員会の開催や、市民の意見を取り込むためのワークショップ、パブリックコメント等を実施し、札幌市総合交通計画の改定案を作成することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 札幌市総合交通計画の見直し検討

1) 基本的考え方の整理

過年度業務の各種検討結果や委員会での議論結果等を踏まえ、交通体系及び各交通モードの基本的考え方等を整理する。

2) 交通戦略の見直し検討

過年度業務の各種検討結果や委員会での議論結果等を踏まえ、交通施策の見直しの方向性や今後想定される交通施策を整理し、交通施策の体系化の検討を行い整理する。また、評価指標・目標値及び計画策定後の進行管理について見直しの検討を行い整理する。

3) 計画の改定案及び概要版の作成

昨年度業務にて作成した計画の骨子や委員会での議論結果を踏まえ、計画の改定案及び概要版を作成する。

(2) 札幌市総合交通計画改定検討委員会の開催（4 回）

昨年度設置した「札幌市総合交通計画改定検討委員会」を引き続き開催することとし、委員会の資料作成、運営、議事録（逐語録、議事抄録）の作成を行う。

※委員の報酬費は含まない（札幌市負担）

(3) 市民ワークショップの開催（1回）

計画の改定に当たり、広く市民の意見を聞くことを目的として、ワークショップを開催することとし、参加者の募集・選出、ワークショップの企画、資料作成及び運営を行い、結果をとりまとめる。

なお、参加者は30名程度を予定しており、性別・年齢・居住地に偏りがないように選出すること。

※参加者の謝礼金は含まない（札幌市負担）

(4) パブリックコメントの実施・取りまとめ

札幌市が実施するパブリックコメントの運営を円滑にするため、資料を作成する。

① パブリックコメント資料（パンフレット）の作成

② 収集意見の集計・取りまとめを行う。

※パブリックコメント資料の印刷・配布は市が行う。

(5) 報告書作成

上記の経過、結果を取りまとめた報告書を作成する。また、報告書の概要版についても作成することとする。

(6) 打合せ

打合せ協議を3回実施する。

(7) 資料提供

交通データや札幌市の関連計画等について提供可能な資料は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和2年3月26日までとする。

6 業務提案の上限額

金6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

なお、消費税及び地方消費税の税率は10%を見込むこととする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針等	A4判1ページまで
(2) 札幌市総合交通計画の見直し検討	基本的考え方や交通戦略の検討、計画の改定案作成のための考慮すべきポイント	A4判2ページまで
(3) 市民ワークショップの開催	ワークショップの企画内容、考慮すべきポイント	A4判2ページまで
(4) その他独自提案	上記のほか、独自の提案事項があれば追加	A4判1ページまで
(5) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当技術者の交通に係る計画策定に関連する業務の経歴	A4判1ページまで
(6) 参考見積	業務全体について、上記6に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4判1ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】1部

① 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第2号）

上記8-(7)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が

確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

③ 企画提案書（様式自由）

用紙サイズはA4版とし、両面印刷とする。文字サイズは10ポイント以上とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものであること。

【副本】10部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(3) 提出期限

令和元年5月7日(火)15時必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

平成 31 年 4 月 23 日(火) 17 時 00 分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第 3 号)により、要旨を簡潔にまとめ、下記 14 の連絡先まで電子メールまたは F A X により提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「平成 31 年度札幌市総合交通計画検討業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。なお、参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。

(ア) 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は 3 件とする。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は 1 件当たり 3 名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。

(イ) プレゼンテーションは、30 分程度(説明 15 分・質疑 15 分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

(オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。

(カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール(予定)

一次審査 令和元年 5 月 9 日(木)

二次審査 令和元年 5 月 16 日(木)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価

の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 5 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としない。

[審査基準]

項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか	20
(2) 札幌市総合交通計画の見直し検討	基本的考え方や交通戦略の検討、計画の改定案作成のための考慮すべきポイントについて、妥当かつ具体的なものであるか	25
(3) 市民ワークショップの開催	ワークショップの企画内容、考慮すべきポイントについて、妥当かつ具体的なものであるか	25
(4) その他独自提案	独自の提案事項について、業務の目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか	15
(5) 業務工程表及び業務実施体制	スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか	15
合計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が 1 件の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

- ・札幌市総合交通計画

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/sogokotsukeikaku/index.html>

14 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsu1@city.sapporo.jp